

変異株も自宅療養可

無症状・軽症、病床逼迫応じ

厚生労働省は、新型コロナウイルス変異株に感染した無症状者や軽症者の宿泊施設での療養を認める通知を自治体に出した。地域の感染状況に応じ、入院の必要がないとの医師の判断や、ホテルなどでの「丁寧な健康観察」が条件。「まん延防止等重点措置」の適用が決まった地域で変異株が増えており、病床逼迫に配慮した。通知は三月三十一日付。

自宅療養も認める。本人から宿泊療養への同意を得ることが難しい場合も自宅療養を認め、通知で「外出しないことが前提」と説明した。変異株は感染性が高いとされるため「原則は入院措置を行う」との方針は維持する。対象は変異株への感染が確定した患者や、変異株が流行している国や地域から入国したコロナ感染者ら。

宿泊施設での療養を終える基準は、入院患者の退院基準と合わせた。具体的には、症状回復後の検査で陰性が確認され、さらに二十四時間後に陰性が確認された場合としている。ただPCR検査を何度も実施する負担が大きく、検査なしで退院できる基準を検討している。

※2日夕現在、単位は人、感染者の多い5カ国とアジアの主な国（）内は死者数。米ジョンズ・ホプキンス大による

米国	3053万9760 (55万3138)
ブラジル	1283万9844 (32万5284)
インド	1230万3131 (16万3396)
フランス	475万5780 (9万6106)
ロシア	450万3291 (9万7594)
インドネシア	151万7854 (4万1054)
韓国	10万4194 (1737)
中国	10万1754 (4841)
オーストラリア	2万9333 (909)
タイ	2万8947 (94)
世界全体	1億2964万9046 (282万8146)

世界の新型コロナウイルス感染者

病床や、療養先のホテルが不足している地域では「臨時応急的な措置」として